

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
北浜工業（株）	愛媛県八幡浜市郷4-374-3

2. 指名停止措置期間

平成29年 1月18日 から 平成29年 1月31日 2週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、北浜工業（株）が、平成28年7月12日、愛媛県発注の津野浦地区砂防施設防災・減災対策工事の現場において、従業員が型枠を設置中、移動にあたり命綱の付け替え時に足を滑らせ転落・死亡したことについて、安全帯をライフラインに取り付けさせ、かつ、その使用状況を監視するなど墜落による危険を防止する措置を講じなかったとして、同年10月27日、同社及び同社現場代理人が労働安全衛生法違反の罪で宇和島区検察庁により起訴され、同年11月7日、宇和島簡易裁判所からそれぞれ罰金の略式命令を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当する。本件については、指名停止2週間とする。

指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 中野 靖久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉浦 敏樹 (内線2512)